

**新型インフルエンザ予防接種のおしらせ第4弾です。**

# 一般の方々の新型インフルエンザ予防接種が始まりました

新型インフルエンザ予防接種が平成 22 年 1 月 22 日より、一般の方々にも接種できるようになりました。  
予防接種を希望する方は、以下を確認の上ご利用ください。

## 【新型インフルエンザ予防接種の受け方について】

① 予防接種の予約は不要になりました。

ただし、医療機関によってワクチン在庫に違いがありますので、受診前に接種可能かどうか確認すると良いと思われます。

② 接種方法

新型インフルエンザ不活化ワクチンを皮下注射。(13 歳未満の方は 2 回、13 歳以上の方は 1 回接種)

2 回接種が必要な方は、2 回目の予防接種は、やむを得ない場合を除き、1 回目と同じ医療機関で接種してくださいませよう願ひいたします。

③ 接種料金

北竜町では、新型インフルエンザ予防接種料金を全額助成いたします。以下のとおりになっておりますので、ご確認下さい。

(1) 「北竜町立診療所及び、深川管内の医療機関(深川医師会加入医療機関)で接種を受けた場合」

医療機関での料金支払は不要です。「予防接種済証」の交付を受け、大切に保管してください。

(2) 「深川管内以外の医療機関(旭川、滝川、札幌など)で接種を受けた場合」

医療機関窓口で予防接種料金をお支払いいただき、後ほど北竜町から予防接種料金を還付いたします。

予防接種終了後、以下のものを持参いただき、北竜町すこやかセンター(住民課保健指導係)までお越し下さい。

### 【新型インフルエンザ予防接種料金還付手続きに必要なもの】

- ① 予防接種を受けた医療機関が発行した「予防接種済証」
- ② 印鑑
- ③ 接種を受けた方の銀行口座番号(北空知信金またはきたそらち農協口座)

～ご不明な点は、北竜町役場住民課保健指導係(Tel34-2111)にお問い合わせ願ひます。～